障生第15４４号

令和７年８月１日

府内障がい児入所施設事業者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課長

家電製品の寄贈について（照会）

　このたび、公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（JAIFA）大阪協会から、府内の障がい児入所施設に対し、家電製品の寄贈の申し出がありましたので、寄贈を希望される場合は、下記によりご回答ください。

記

１　対象

　　府内障がい児入所施設（大阪市以外）

　　　※同協会から過去に寄贈を受けた施設は対象外

２　寄贈物品

障がい児入所施設で児童の生活に必要な家電製品のうち、特に必要性、緊急性の高いと思われるもの（１施設に１種類）

３　回答方法

別紙様式に必要事項を記入の上、

seibi@gbox.pref.osaka.lg.jpあて送信してください。

メールアドレスの打ち間違い等で届かないことがあるため、送信後は下記担当

　　まで到達確認のご連絡をお願いします。

４　回答期限

令和６年８月14日（木）１7時00分　必着

５　留意事項

・寄贈先については、寄贈者が回答内容をもとに９月頃決定します。

・寄贈品の種類、大きさ、形態などは希望できますが、メーカーの選択はできま

せん。寄贈者が施設の希望に近い物品を選びます。見積書は不要ですが、でき

るだけ具体的に記入してください（別紙様式の例示を参照）。個数についても

希望どおり寄贈されるとは限りません。

・過度に高性能かつ高価なものはご遠慮ください。

・寄贈物品は令和７年１２月または令和８年１月頃に寄贈者から寄贈決定施設

に郵送される予定です。

|  |
| --- |
| 【担当】大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 整備グループ 山本・坂本電 話：06－6944ー６６７２Mail：seibi@gbox.pref.osaka.lg.jp |